

高槻市長 濱田 剛史 様

高槻市個人情報保護運営審議会
会 長 片 桐 直 人

答 申 書

令和4年10月13日付け高健予第2387号で諮問のあった事項について、次のとおり答申します。

諮問件名	新型コロナウイルス感染症の抗体保有率疫学調査に必要となる対象者リストの外部提供について
関係規定	高槻市個人情報保護条例第10条第2項第5号
業務名	新型コロナウイルス感染症対策事業
諮問課	健康福祉部 保健所 保健予防課
外部提供先	厚生労働省 健康局 結核感染症課 (受託事業者：株式会社サーベイリサーチセンター)
審議日	令和4年10月21日
審議結果	承認
内 容	
<p>新型コロナウイルス感染症については、無症状病原体保有者の存在などから、全ての感染者が診断されないため、これまでに診断された症例の累積報告数よりも実際の累積感染者数の方が多い可能性が指摘されている。また、ワクチン接種が広く普及している中でも、日本国民におけるワクチン接種により誘導された抗体の保有者数等を十分に調査・把握できていない。</p> <p>そのため、厚生労働省及び国立感染症研究所は、令和2年度から大規模な抗体保有率疫学調査（地方公共団体から提供を受けた住民の氏名、住所、性別及び生年月日のデータを一覧形式にしたリスト（以下「対象者リスト」という。）を基に、採血検査の協力依頼の案内状を送付し、協力に同意した者の採血検査・分析を行う調査（以下「本件調査」という。））を展開しており、国内における経時的な抗体保有率を把握することで、今後の疫学調査や新型コロナウイルス感染症対策に役立てることとしている。</p> <p>今般、厚生労働省及び国立感染症研究所から、令和4年度の疫学調査を実施するに当たり、本市に住所を有する者の中から、性別、年齢に応じて厚生労働省が定める抽出割合により無作為抽出した5,000人の対象者リストを提供するよう依頼されたところであり、本件調査に協力することは、本市における新型コロナウイルス感染症対策に資するものである。</p> <p>そこで、対象者リストを厚生労働省に外部提供しようとするところから、高槻市個人情報保護条例第10条第2項第5号の規定による外部提供を行うことについて、高槻市個</p>	

個人情報保護運営審議会に諮問されたものである。

本審議会は、本件を慎重に審議した結果、（１）本件における管理責任者を保健予防課長と定め、業務担当者を指名して限定すること、（２）対象者リストは暗号化及びパスワード設定を施した上でCDに保存して、パスワードは受託事業者に電子メールで別途送付すること、（３）住民基本台帳からの対象者リストの抽出、CDへの対象者リストの保存、対象者リストが保存されたCD（以下「オリジナルCD」という。）の本市内部での受渡し、受託事業者へのオリジナルCDの手交等の各作業段階において、必要事項を記録する管理簿を作成して個人情報の管理を徹底すること、（４）受託事業者へ手交するまでの間、オリジナルCDは所管課執務室内の施錠可能な保管庫等で保管するとともに、受託事業者へ手交する際には、管理簿に受取サインを徴取して管理すること、（５）受託事業者における保護措置として、①業務従事者を限定していること、②オリジナルCD、それを複製した記録媒体及びサーバ等に取り込んだ対象者リストを第三者へ提供する目的で使用しないこと、③本件調査の業務に必要な範囲を超えてオリジナルCD及び対象者リストを複写・複製しないこと、④オリジナルCDを受託事業者の業務拠点に移送する際は、貨物の追跡確認ができ、一般貨物と分離された専用機材を使用する安全性・確実性が高い輸送方法を採用していること、⑤オリジナルCDは、厚生労働省及び受託事業者間の本件調査に係る業務契約終了日（令和5年3月31日）まで、受託事業者が厳重に保管し、業務終了後は、受託事業者の業務従事者のうち、管理責任者の任にある者の立会いの下で物理的に破壊するとともに、その内容を保管簿に記録すること、⑥オリジナルCDから受託事業者の業務システムサーバに取り込んだ対象者リスト及びオリジナルCDの複製物についても⑤と同期間保管し、業務終了後は、確実に消去及び破壊するとともに、厚生労働省に対して「データ消去報告書」を提出し、本市にもその写しを提出すること、⑦個人情報の保護に関する法律及び高槻市個人情報保護条例を遵守することなど、適正かつ妥当な個人情報の保護措置が講じられることから、本件を承認するものである。